

第4回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 日時：

平成23年2月8日（火曜日）14時00分～15時45分

2. 場所：

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

3. 審議事項：

- (1) 契約締結が予定されている調達案件であって、前回の調達において競争性のない随意契約であったものに係る契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性の点検 … 審議対象案件数 3 件
- (2) 契約締結が予定されている調達案件であって、前回の調達において一者応札となったものに係る競争性の確保のための改善方策の妥当性の点検 … 審議対象案件数 2 件
- (3) 契約締結が予定されている新規調達案件に係る契約方式の妥当性及び競争性の確保のための改善方策の妥当性の点検 … 審議対象案件数 7 件
- (4) その他必要な案件に係る必要事項 … 審議対象案件数 1 件

4. 契約監視委員（敬称略）：

| | |
|-------------------|-------|
| 公認会計士 | 篠原 榮一 |
| 三菱電機株式会社顧問 | 富田 邦夫 |
| 年金積立金管理運用独立行政法人監事 | 高島 健一 |
| 年金積立金管理運用独立行政法人監事 | 浅野 樽悦 |

5. 議事概要：

各審議対象案件の概要について法人より説明を行い、審議事項に係る質疑を行った。

審議の結果、随意契約理由、契約価格及び競争性確保のための改善方策等について、全案件について妥当である旨了承された。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【審議案件について】

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| 審議案件「外国株式指数（MSCI）情報の利用契約」について、価格の引下げ交渉のための調査が不足しているのではないかと。どこに最低ラインがあるのか等について、十分な調査に基づいて交渉することが必要と考える。 また、前回提案した趣旨でもあるが、法人内の他部門の専門的な知見を有する職員を活用する等も有効な方法である。 | これまでも、契約審査会等の場においてチェックしているところであるが、実際にデータ利用部門が直接業者に対して引下げ交渉を行い、実績も上がっている。 |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|---|
| <p>審議案件「年金積立金データ標準化（MRKサービス）業務」について、次年度以降のこの契約に係る運用業務の入札における競合の見込みは如何。</p> <p>また、次年度以降の準備段階において、ハードウェアの調達ばかりでなく、運用業務についても、競合する者を入札に参加させるよう努めることを指摘事項としたい。</p> | <p>運用業務については、競合すると思われる。また、御指摘の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたい。</p> |
| <p>審議案件「GDPRシステム派生開発業務（エマージング株式投資に係る機能の追加）」について、公告期間を長期化するのみならず、法人から応札が見込まれる者に公告情報を提供する等の努力が必要ではないか。</p> <p>契約後の品質を確保するため、例えば中間報告等を調達要件としているか。</p> <p>国の市場化テストの例では、価格点と技術点の配分は、1対2である。この配分基準は国の指導のようであり、価格点を3分の1以下にしないよう指導していることから、1対2の限界で実施しているようである。1対1の配分については情報システムすべてに対して適用されるということか。</p> | <p>御指摘の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたい。</p> <p>品質確保のために、当初はISO9000シリーズ等の取得を要件としていたが、参入障壁の議論があったため調達要件から外し、現在は契約締結後の履行過程において品質が確保できるようプロセスチェックを徹底している。</p> <p>前回指摘事項にあった総合評価落札方式に係る改善策については、技術点の内訳である基礎点と加算点の配分について、加算点を増やすことにより技術評価を重視した調達を行うこととした。法人としては、ガイドラインは1対1となっており、どこまで拘束されるかという議論はあるが、まずはここから始めたいと考えている。</p> |
| <p>審議案件「長期運用を前提とした公的年金積立金運用の枠組みについての基礎的研究」及び「国内債券・国内株式のマーケットインパクトに関する研究」について、研究品質を確保するために、例えば運用委員会の委員が途中段階で内容の調査や研究方法論等について関わることはあるか。</p> <p>企画競争の理由等はこの内容で良いと思われる。本件は研究内容次第でコストは変わるだろうから企画競争しかあり得ない。他方、実際の研究成果をどう活用しているかということについては不透明なところがある。少なくとも運用委員会には報告する必要があるのではないか。</p> | <p>共同研究であることから、当法人の職員も共同研究者として契約書に名前を連ねることとなっており、研究のスタート段階から研究に参加し、仕上げていくこととしている。</p> <p>現在は、運用委員へも御案内し、研究発表会を開催している。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|--|
| <p>審議案件「基本ポートフォリオの検証方法に関する研究」について、相手方が公益法人であっても、適正な競争を経て選定された先であれば問題はない。ただし、他の民間競合相手と比べて高い能力を有することの適正な評価が行われていることが前提である。法人としての評価は、競合相手と同じ評価がされているが、この評価が適正であれば問題はない。</p> | <p>評価については適正に行っている。 本契約案件を議題としたのは、厚生労働省が所管する公益法人との契約に対する透明性の確保という観点から、実態を各委員に対して説明しておく必要があると考えたところである。</p> |
| <p>審議案件「ホームページ作成業務契約」について、現在のホームページを大幅に変えるということであるが、基本的な企画はできているか。</p> <p>広報は重要であり、海外では、タウンミーティングを行ったりしているが、サイトへの書き込みを認めるといったインタラクティブ手法を取り入れるというやり方もある。コストオリエンテッドな考え方はせずに、中身をいかにして周知させるかということが重要である。良いものにすべきだということについては、全く異論はない。</p> | <p>現行のホームページは、平成18年に作成して以降大幅な見直しを行っていないことや、先般内閣府が実施した年金積立金の運用に関する世論調査の結果、運用結果の認知度が低いこと等が示されたことを踏まえつつ、大幅に見直すこととしたものである。 その際には、特に利用者が運用結果や知りたい情報に早くたどり着けるよう工夫すること等に注力したいと考えている。</p> |
| <p>審議案件「エマージング株式配当源泉税に係る税制調査」について、財務省又はコンサルタント等から、情報を得ることは可能か。 また、契約の相手方はどのようなところか。</p> <p>当該調査を行うに必要なネットワークを有するのは、アカウンティングファームしかないと思われる。ただし、予算の範囲内で受けてくれるかどうかの問題があり、調査に困難が伴う国については、不十分な調査に終わらせることがないよう注意が必要。</p> | <p>財務省等から海外の税務に関する一般的な情報を得ることは可能と思われる。 また、エマージングの一般的な税制については、カスタディーもある程度承知しているところであるが、本契約内容は、いわゆる受託者責任を果たす観点から、当法人のように政府に準ずる等特別な形態の法人に対する非課税制度等について、投資対象国の税制について正確な調査を実施した上で投資を始めたということである。 なお、契約の相手方については、国際税務事務所が考えられる。調査対象21カ国にネットワークを有し、その国の言語にも通じ、各国税務当局との有効な窓口を有するという先は、実質的には相当限られると考えている。 その点については、十分管理してまいりたい。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>審議案件「平成23事業年度会計監査業務契約」について、大手監査法人の場合でも、独法の会計について理解が不十分との認識でいる。 そうであれば、大手監査法人に限らず、対象をもっと広げた方がよいのではないか。</p> <p>今年度、監査法人を代えたことにより、監査レベルが低下しないよう管理することが必要ではないか。</p> | <p>会計監査人の公募の公告においては、大手以外の監査法人等の応募の障壁となるような要件は設けていないことから、監査法人の大小又は個人を問わず応募可能と考えている。</p> <p>その点については、監事の職責であると認識している。監事として会計監査人の監査計画、業務要領、監査担当者の資質等のチェックを行うことにより、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを確認すると共に、会計監査人から監査の執行状況について定期的に報告を受け、検証している。また、会計監査人の監査品質管理体制の整備、運用状況についての報告、説明を来月求める予定であり、会計監査人監査の相当性について厳格に評価することとしている。</p> |
| <p>事務所賃貸料は、今年はどうのような状況か。</p> | <p>去年4月からの2年契約であり、契約改定は来年である。</p> <p>なお、当法人の事務所を神奈川県に置くという法律についてはそのままとなっており、都内移転を検討する場合、法律改正が必要となることから、現時点では事務所を移転することは考えていない。</p> |

【全体を通じた意見】

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>入札の結果、1者応札となった場合に、当該1者と価格交渉を実施できない理由如何。</p> | <p>当法人の会計規程施行細則第32条第2項において、国に準拠した規定があり「入札をして、その者の提出した入札書の引換え、変更又は取消しをさせてはならない。」と定めている。</p> <p>国の取扱いでは、1者であっても入札者が落札した場合には、それは競争性のある入札とみなすというのが通説となっている。</p> |
| <p>2者競合した場合に、一方の入札者にのみ入札書の入換えを行わせてはならないということではないか。結果として1者応札となった場合に、当該相手と価格交渉できないということかどうかを調べる必要がある。</p> | <p>御指摘については、事例等調査したい。</p> |

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査室
 電話 03-3502-2483 (ダイヤルイン)